

ID: 189

担当部署: 経済観光部 農林水産課

処分の概要	占用料等の還付承認		
例 規 名 根 拠 条 項	長門市海岸保全区域占用料等徴収条例 第6条ただし書		
例 規 番 号	平成17年条例第138号		
【根拠条文】 (占用料等の不還付) 第6条 既納の占用料等は、還付しない。ただし、法第12条第2項(法第37条の8において準用する場合を含む。)の規定により占用等許可を取り消したときその他市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	15日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 5 月 7 日	最終変更年月日	年 月 日